

① 返品調整引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度 : : 法人名 ()

別表十二(二) 平十八・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

返品率の計算	当期及び当期前1年以内に開始した各期の対象事業に係る棚卸資産の総売上高	1	円	繰入限度額の計算	当期繰入額	8	円	
	当期及び当期前1年以内に開始した各期の対象事業に係る棚卸資産の買戻しの額の合計額	2			売掛金基準による場合	当期末における対象事業に係る売掛金の合計額	9	
	返品率 $\frac{(2)}{(1)}$	3			繰入限度額	繰入限度額 $(9) \times (3) \times (7)$	10	
売買利益率の計算	当期の対象事業に係る棚卸資産の純売上高	4	円	繰入限度額の計算	売上高基準による場合	当期末以前2月間の対象事業に係る棚卸資産の総売上高	11	
	同上に係る売上原価と販売手数料の合計額	5				繰入限度額 $(11) \times (3) \times (7)$	12	
	差引利益の額 $(4) - (5)$	6			繰入限度超過額 $(8) - ((10) \text{又は} (12))$	13		
	売買利益率 $\frac{(6)}{(4)}$	7						

別表十一（二）の記載の仕方

1 この明細書は、出版業等を営む法人が法第53条（返品調整引当金）の規定の適用を受ける場合又は法81条の3第1項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）（法第53条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「当期の対象事業に係る棚卸資産の純売上高4」

には、対象事業に係る棚卸資産の当期中の販売の対価の額の合計額から当期に特約に基づいて買い戻した対象事業に係る棚卸資産の対価の額を控除した売上高を記載します。

3 「当期末における対象事業に係る売掛金の合計額9」には、対象事業に係る売掛金のほか、その売掛金について取得した受取手形（割引又は裏書譲渡をしたものを含みます。）を含めて記載します。この場合、割賦販売等をした棚卸資産に係る売掛金は計算の基礎となる売掛金から除かれます。